

官庁営繕環境報告書 2026



国土交通省大臣官房官庁営繕部

この報告書は、官庁営繕部が取り組む環境対策を紹介する以下のホームページに掲載しています。
(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000078.html)
ご利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール
(<https://www.mlit.go.jp/link.html>)をご確認ください。

官庁営繕環境報告書 2026

国土交通省大臣官房官庁営繕部の環境対策を紹介しています。
(2026.3 発行)

目次

- I 官庁営繕部における環境対策の取組
 - 1. 官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備
 - 2. 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進
 - 3. ライフサイクルカーボン削減に向けた取組
 - 4. 官庁施設における木材利用の推進
 - 5. グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進
 - 6. 建設副産物対策の推進
 - 7. 雨水利用の推進
 - 8. 環境対策における情報提供などの技術的支援
- II 令和7年に完成した施設
- III 官庁施設のエネルギー消費量の推移（参考）

I 官庁営繕部における環境対策の取組

◆基本的考え方

官庁営繕部では、官庁施設における総合的な環境対策の推進と、公共建築分野における先導的役割を果たすため、国土交通省環境行動計画に定められた七つの重点分野のうち、以下の（１）から（４）の四分野において、七つの環境対策を推進しています。

- （１）徹底した省エネ・クリーンエネルギーへの移行、再エネの供給拡大等の国土交通 GX の推進
 - ・ 環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備
 - ・ 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大
 - ・ ライフサイクルカーボンに配慮した官庁施設の整備
 - ・ 官庁施設における木材利用の推進
- （２）再生資源を利用した生産システムの構築
 - ・ 建設リサイクルの推進
- （３）気候変動に適応できる社会の形成
 - ・ 官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進等
- （４）グリーン社会を支える体制・基盤づくり
 - ・ 政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

◆環境対策の推進

上記の基本的考え方に基づき、官庁営繕部では、「官庁施設の新築及び改修時の環境対策の実施」、
「官庁施設の環境対策に関する技術的支援」に取り組んでいます。

官庁施設の新築及び改修時における環境対策の実施に当たっては、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、環境負荷の低減に資する技術を積極的かつ効果的に活用することとしており、令和 7 年度に官庁営繕部が重点的に取り組む環境対策項目※1は以下の 1 から 8 としています。

環境対策の取組	環境対策項目
官庁施設の新築及び改修時の環境対策の実施	<環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備> 1. 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備等
	<再生可能エネルギーの導入・利活用拡大> 2. 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進
	<ライフサイクルカーボンに配慮した官庁施設の整備> 3. ライフサイクルカーボン削減に向けた取組
	<官庁施設における木材利用の推進> 4. 官庁施設における木材利用の推進
	<建設リサイクルの推進> 5. グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進 6. 建設副産物対策の推進
	<官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進等> 7. 雨水利用の推進
	官庁施設の環境対策に関する技術的支援

※1 官庁営繕部では、毎年度、重点的に取り組む環境対策の具体的な内容について、「環境対策項目」を設定しています。「令和 7 年度環境対策項目」は、国土交通省ホームページに掲載しています。
(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000078.html)

1. 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備等

◆官庁施設の環境保全性基準

官庁施設の環境保全性基準では、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源、地域生態系保全及び周辺環境配慮等に係る技術的事項を定めており、これらを考慮した技術の有効な活用により環境保全性を確保しています。

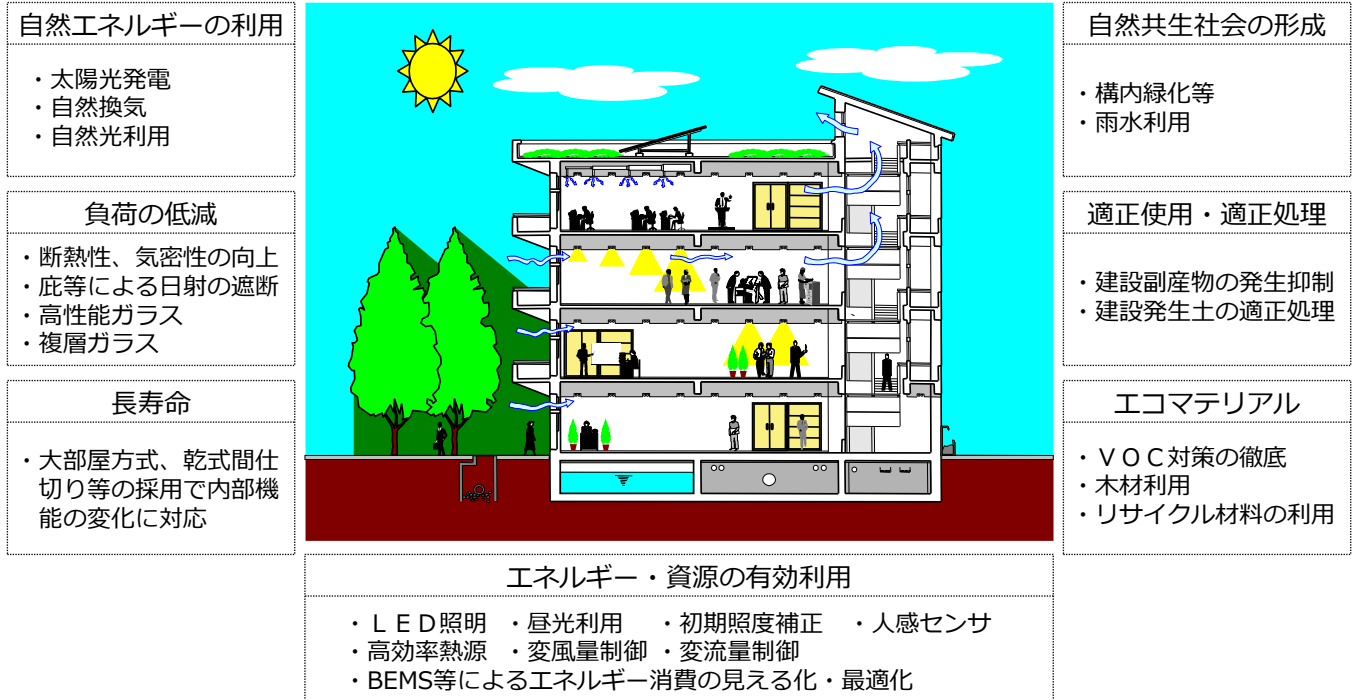


図1 環境負荷低減に配慮した官庁施設のイメージ

◆環境保全性の水準

官庁施設の環境保全性基準では、官庁施設を新築する場合、環境保全性の水準として次の性能を規定しています。（令和7年3月改正）

- ・建築物のエネルギー消費性能（一次エネルギー評価）

基準の対象	水準
官庁施設	ZEB Oriented 相当以上※1

※1 事務所等、学校等、工場等：BEI（再生可能エネルギーによる削減分を含めない） ≤ 0.6
上記以外：BEI（再生可能エネルギーによる削減分を含めない） ≤ 0.7

- ・建築環境総合性能（CASBEE）

基準の対象	水準
特定事務庁舎※2	BEE値 ≥ 1.5
上記以外の官庁施設	BEE値 ≥ 1.0

※2 特定事務庁舎：官庁施設の環境保全性基準では、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画における建築物の用途の区分が「事務所」又は「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」のみに該当する延べ面積が2,000㎡以上の官庁施設と定義している。

官庁施設の環境保全性基準は、国土交通省ホームページに掲載しています。
(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk7_000011.html)

◆緑化の推進

官庁施設を新築する場合は、良好な都市環境形成や潤いのある執務空間形成の観点から、構内緑化等を実施しています。

例：周辺の都市環境や景観形成に配慮した緑化整備



写真1 古河労働総合庁舎 構内緑化

◆LED照明器具の採用

官庁施設を新築、又は照明器具を改修する場合は、LED照明器具を採用しています。

◆省エネルギーに資する設備システムや設備機器の導入を検討

空調設備を新設、又は更新する場合は省エネルギーに資する設備システムや設備機器の導入を検討しています。

例：潜熱・顕熱分離空調システム

- ① 外から取り入れた空気の湿度が高いため、主に湿度を調整する。
- ② 室内から戻した空気の温度を主に調整する。
- ③ それぞれのコイルで調整した空気を混合し、快適な空気を室内に送風する。

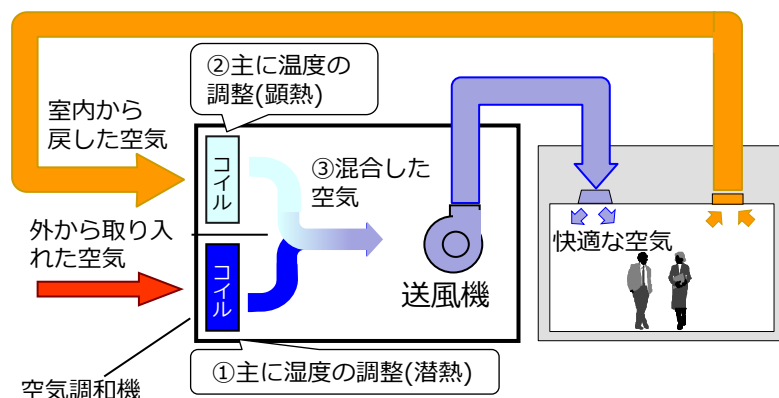


図2 潜熱・顕熱分離空調システム

◆ライフサイクルエネルギーマネジメント（LCEM）手法の活用

空気調和システムのエネルギー消費量は、建築物の運用段階におけるエネルギー消費量において、高い割合を占めています。このため、地球温暖化対策等の推進に当たっては、空気調和システムの省エネルギー対策が重要となります。

官庁営繕部では、建築物のライフサイクルを通じ、エネルギー性能の一貫したマネジメントを行うことを目的としたLCEM（Life Cycle Energy Management）手法を整備しました。また、LCEM手法の実施に当たり、空調設備機器・システムの年間エネルギー消費量等を定量的に算出可能な表計算ソフトによるLCEMツールを開発しました。

官庁施設において、空調用熱源を新設、又は更新する場合は、LCEMツールの活用を図っています。

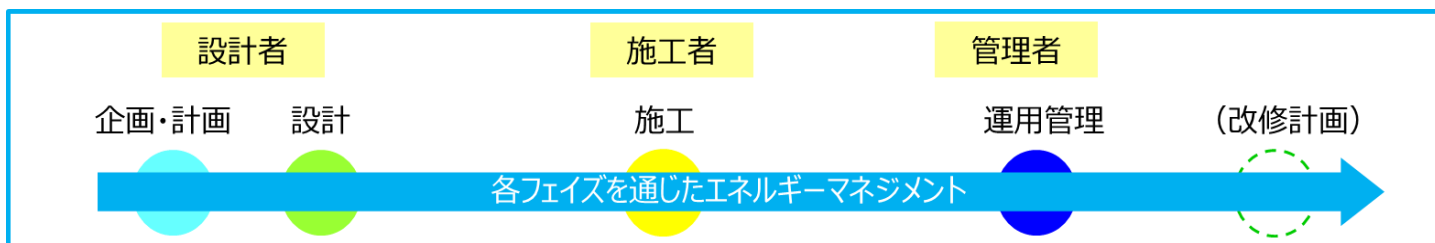


図3 LCEM手法の構築と活用

LCEM手法については、国土交通省ホームページに掲載しています。

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_lcem_lcem.html)

◆環境配慮型プロポーザル方式の採用

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により発注する場合は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の基本方針等に基づき、「環境配慮型プロポーザル方式」を採用しています。

環境配慮型プロポーザル方式とは、建築物の設計者の選定に当たり、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する方式です。

官庁営繕における環境配慮型プロポーザル方式の具体的な運用の取組は、国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_kankyopropo_kankyopropo.htm

2. 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

官庁施設を新築する場合は、太陽光発電及び地中熱利用システム等の導入を推進します。



写真2 古河労働総合庁舎
太陽光発電設備（高圧連系 15kW）

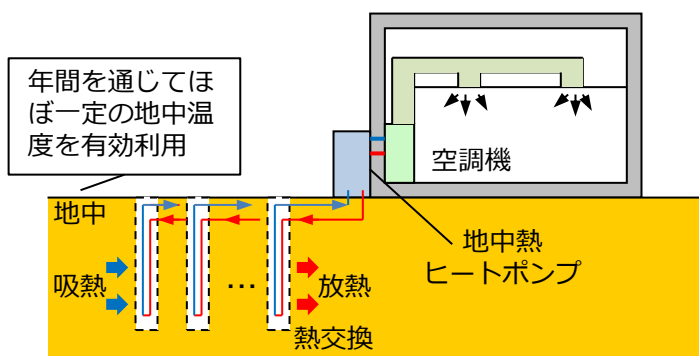


図4 地中熱利用ヒートポンプ空調システムのイメージ

3. ライフサイクルカーボン削減に向けた取組

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議^{※1}において、建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想が決定され、国が建設する庁舎において、建築物LCA^{※2}を先行的に実施することとされました。

これを受け、官庁営繕部ではライフサイクルカーボンの算定試行とともに、ライフサイクルカーボン削減に向けた検討を行っています。

◆ライフサイクルカーボンの算定試行

令和7年度から設計に着手する一部の
新築官庁施設の設計段階において、ライフ
サイクルカーボンの算定の試行を行って
います。

※1 建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/building_lifecycle/index.html)

※2 建築物のライフサイクル全体におけるCO₂を含む環境負荷を算定・評価すること

※3 建築物ホールライフカーボン算定ツール
(J-CAT[®]/Japan Carbon Assessment Tool for Building Lifecycle)

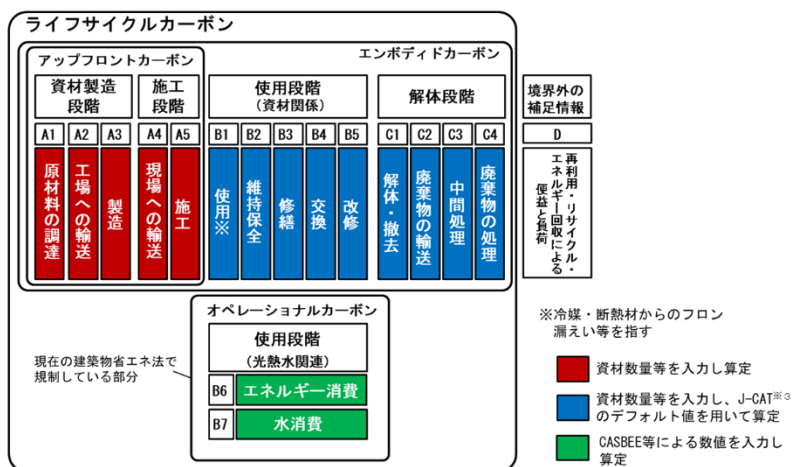


図5 ライフサイクルカーボンの構成

4. 官庁施設における木材利用の推進

官庁施設を整備する場合は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。通称、都市（まち）の木造化推進法。）及び建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日、木材利用促進本部決定）に基づき、木造化や内装等の木質化を図るなど、木材の利用を推進しています。

◆国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

基本方針では、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標として、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、エントランスホール等国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進することとされています。

官庁営繕における木材利用の推進の取組は、国土交通省ホームページに掲載しています。

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html)



写真3 海上保安大学校 渡り廊下

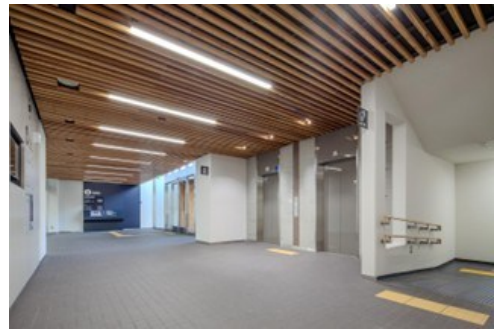


写真4 岡山地方法務局 エントランスホール



写真5 古河労働総合庁舎 自転車置場



写真6 北海道警察学校 エントランスホール

5. グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、グリーン購入法という。）基本方針に基づき国等の各機関が定めた、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、調達方針という。）に従って、環境物品等の調達を図っています。

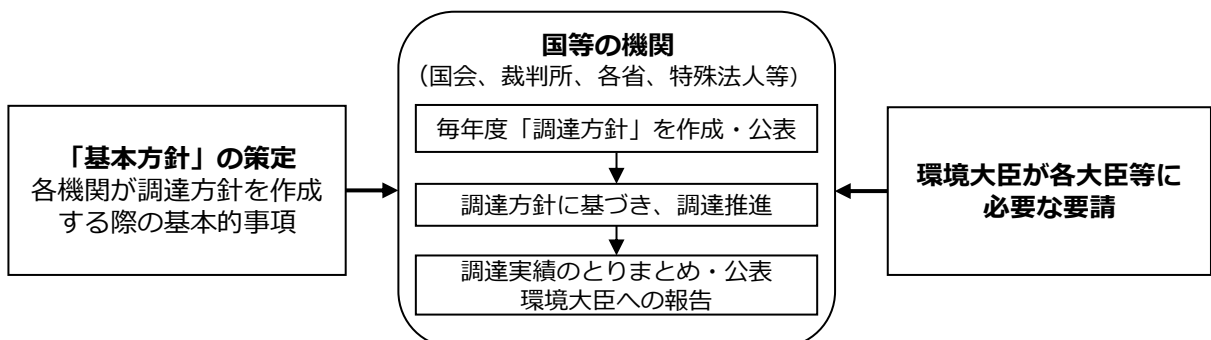


図6 国等における調達の推進体制

グリーン購入法の詳細については、環境省ホームページに掲載されています。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)

6. 建設副産物対策の推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下、建設リサイクル法という。）を始めとした各種廃棄物関連法規の遵守を徹底するとともに、建設リサイクル推進計画に基づき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進し、再資源化率等の向上を図っています。

建設リサイクル法の概要については、環境省ホームページに掲載されています。
(<https://www.env.go.jp/recycle/build/gaiyo.html>)

◆建設リサイクル推進計画

国土交通省においては、社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会議の提言を受け、より一層の建設リサイクルや建設副産物の適正処理を目指して、建設リサイクル推進計画を定期的に策定し、その取組を強化しています。

建設リサイクル推進計画については、国土交通省ホームページに掲載されています。
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0304/page_030401recplan.htm)

環境汚染物質などへの対策について

環境汚染物質等への対策は、関係法令に基づき、適切に実施する必要があります。ここでは、代表的な環境汚染物質等への対応について紹介します。

▶ フロン類の管理の適正化

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律により、フロン類が充填されている業務用冷凍空調機器を廃棄する際は、フロンの回収や破壊等を適正に行う必要があります。同法律では機器を廃棄する際の管理者の義務、建物の解体工事の発注者に対する規制などが定められています。
(<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>)

▶ アスベスト対策の推進

アスベストについては解体工事等の際の周辺の大気汚染対策の観点から大気汚染防止法により、作業する労働者の保護の観点から石綿障害予防規則により、それぞれ必要な手続きが定められています。令和4年4月より事前調査の結果を原則的にインターネットにより報告することとなっています。

大気汚染防止法：
(https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/index.html)

石綿障害予防規則：

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyoyuuijokou/index_00001.html)

石綿事前調査結果報告システム：
(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>)

▶ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による、高濃度PCB廃棄物の処理については、処理完了期限が終了しました。また、低濃度PCB廃棄物の処分についても処理完了期限（令和9年3月31日）が決められています。
(<https://www.env.go.jp/content/900535227.pdf>)

7. 雨水利用の推進

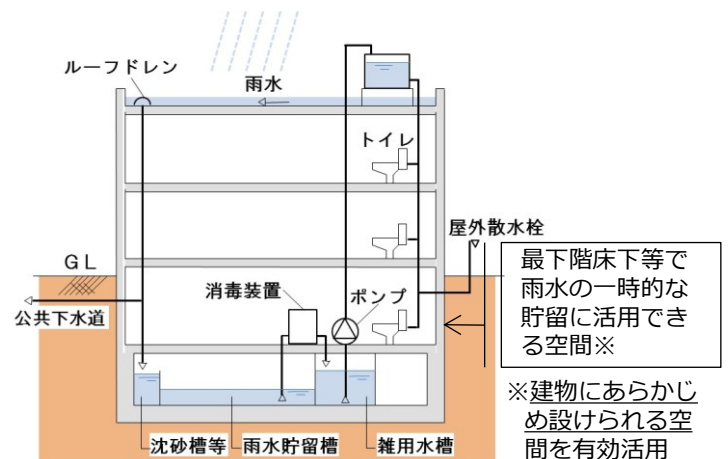
官庁施設を整備する場合は、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号。以下、雨水法という。）に基づき、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制を目的として、雨水を利用するための施設を備えた建築物の整備を進めています。

◆雨水利用の施設の設置に関する目標

雨水法に基づく、国等における雨水利用の施設の設置に関する目標が平成27年3月に閣議決定され、以下のとおり定められています。

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。ただし、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適当な建築物は除く。

官庁営繕部では、引き続き、官庁施設における雨水の利用を推進していきます。



官庁営繕における雨水利用の推進の取組は、国土交通省ホームページに掲載しています。
(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk7_000004.html)

8. 環境対策における情報提供などの技術的支援

政府実行計画は、政府が自らの事務及び事業で排出する温室効果ガスを削減するための対策を定める計画で、令和7年2月に改定（閣議決定）されました。政府実行計画に基づく取組を進めるに当たっては、本省間の連携はもとより、本省と地方支分部局の連携、地方支分部局間での連携も重要です。

官庁営繕部及び地方整備局営繕部等では、政府実行計画に基づき各府省庁が行う取組等について、省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する情報提供などの技術的支援を行っています。また、各種会議や研修、出前講座、公共建築相談窓口等による環境対策に関する情報提供も適宜行っています。※1

※1 公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議の決定に基づく取組
（第4回資料2-1内の「本省と地方支分部局、各省地方支分部局間での連携」）

◆会議の開催

官庁営繕部及び地方整備局営繕部等では、各地区官庁施設保全連絡会議等において、環境省等と連携し、政府実行計画や省エネルギーに関する情報提供を行っています。また、地方によっては、地球温暖化対策など環境対策を主テーマとした会議を開催しています。

会議出席者のアンケート結果では「政府の目標を改めて確認することができた」、「具体的な目標値が定められていることを知り、今後の省エネ方策の指針にしたいと思う」、「環境省の補助金による支援制度があることが知れて良かった」、「脱炭素の取組についてさらに詳しく説明を聞きたい」などの意見が寄せられ、政府実行計画の改定に伴う温室効果ガス削減目標の見直しに関する理解が深まったことや、環境省の補助金制度に対する理解が進んだことが確認できました。一方で、具体的な省エネ手法をより詳しく紹介してほしいといった課題も提示されました。

（各地区官庁施設保全連絡会議等 令和7年度実績：開催数20回、参加機関数1,086機関）



岩手会場



宮城会場



埼玉会場



新潟会場



愛知会場



大阪会場



広島会場



香川会場



熊本会場

写真7 開催された会議の様子

◆情報提供（一部）

政府実行計画について

環境省 中国四国地方環境事務所

2025. 7月時点

政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）

我が国の排出・吸収量の状況及び新たな削減目標（NDC）

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。[旧計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

- 我が国は、2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結び直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。
- 新たな削減目標については、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

太陽光発電 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。
 ✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。

建築物の建築 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 ✓ 建築物の資材製造から解体（廃業段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

公用車/LED 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
 ※ 電動車は代替不可能なものを除く

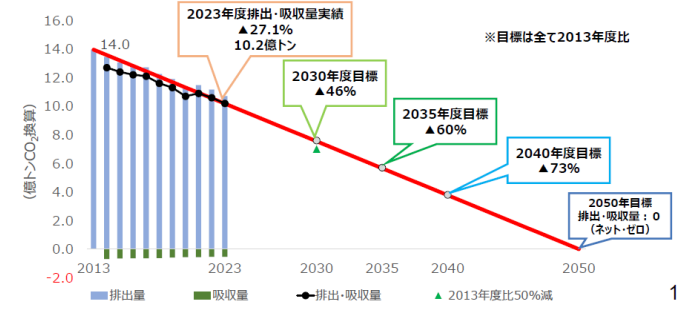
電力調達 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再生電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

GX製品 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。
 ※ GX製品：製品単位の削減実績や削減貢献度が大きいもの、CFP（カーフットプリント）が小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への取組

✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化
 Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。

✓ 職員にテコ活動の実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
 ※ Scope 3 排出量： 直接排出量（Scope 1）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2）以外のサプライチェーンにおける排出量

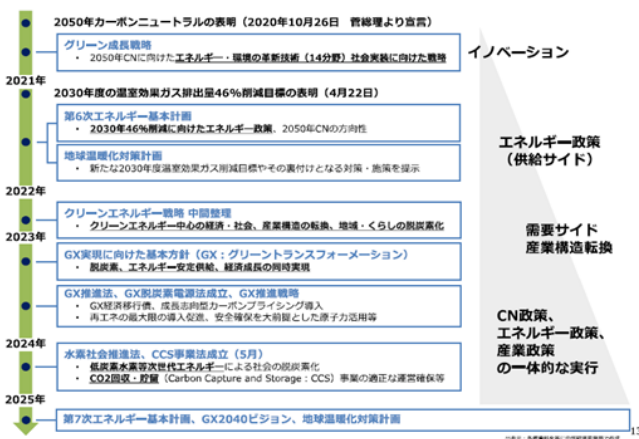


エネルギー政策について

経済産業省 中部経済産業局

2025. 8月時点

2050年カーボンニュートラル表明後の主な動き



GX2040ビジョン（2025年2月閣議決定）

- GX2040ビジョンの全体像**
 - ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。
- GX産業構造**
 - 革新技術を開いた新たなGX事業が次々と生まれ、エネルギーのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
 - 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。
- GX産業立地**
 - 今後は、脱炭素電力等のグリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
 - グリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。
- 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献**
 - 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
 - AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。
- GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて**
 - 今後もGX実行会議を始め適切な進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に進めていく。
- GXを加速させるための個別分野の取組**
 - 個別分野（エネルギー、産業、ビル等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
 - 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮、成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。
- 成長志向型カーボンライジング構想**
 - 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。
 - 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わず一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限確保性を設定し、予見可能性を確保。
 - 化石燃料課金金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所管の措置を整備。
- 公正な移行**
 - GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要取組を進める。

庁舎の省エネ等に関する情報提供

国土交通省 北海道開発局 営繕部

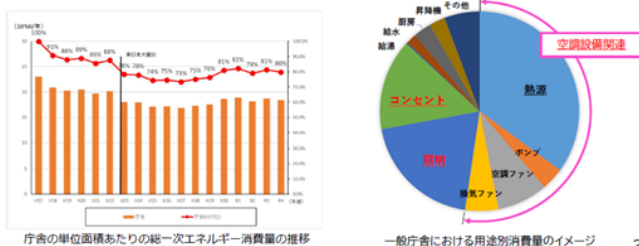
2025. 10月時点

1. 庁舎のエネルギー使用割合

国土交通省

施設内のエネルギー消費において**照明、コンセント及び空調設備**にかかるエネルギーは大きなウェイトを占めている。

適正な執務環境を維持しつつ、エネルギーの使用量を必要最小限とする工夫が重要



2. LED照明の導入について

国土交通省

■蛍光灯の廃止・交換時の注意点

- ▲ 一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止されます。※1
- ▲ 蛍光灯のみをLED照明にするのではなく、照明器具ごとLED照明器具に交換することが推奨されています。※2, 3, 4

計画的な更新が必要

- ※1 2023年11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。
- ※2 LED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入することとされています。
- ※3 既存の蛍光灯照明器具をそのまま利用して直管蛍光灯ランプを直管LEDランプに交換する場合は、照明器具との組合せを間違えると発煙や火災の原因となる可能性がありますので、十分な注意が必要です。
- ※4 既設の蛍光灯器具にLED化改造工事を行うと、既設照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。

Ⅱ 令和7年に完成した施設

令和7年に完成した施設の省エネ性能や環境総合性能等を紹介します。環境総合性能を示すBEEが高い順に掲載しています。

◆省エネ性能 (BEI)

BEIとは、実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値のことです。算定方法については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）において規定されています。

◆環境効率 (BEE)

環境効率 (BEE) (= 建築物の環境品質(Q)/建築物の環境負荷(L)) で格付けを行っており、「S」「A」「B+」「B-」「C」の5段階のランキングが与えられています。

S : 3.0以上、A : 1.5~3.0、B+ : 1.0~1.5、B- : 0.5~1.0、C : 0~0.5

横浜税関麻薬探知犬管理センター (犬舎)



所在地 : 神奈川県横浜市

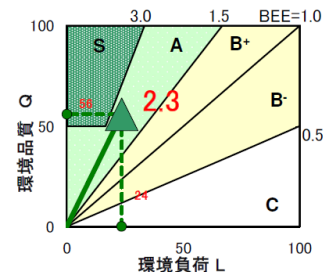
構造・規模 : 木造 地上1階

延床面積 : 520㎡

省エネ性能 : **BEI = 0.6**

(ZEB Oriented相当)

環境効率 : **BEE = 2.3 (Aランク)**



主な環境技術

- ・ハイサイドライト
- ・自然通風
- ・木造化
- ・複層ガラス
- ・LED照明

美馬公共職業安定所



所在地 : 徳島県美馬市

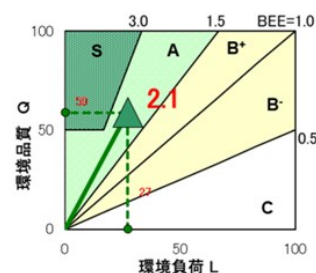
構造・規模 : 木造 地上2階

延床面積 : 789㎡

省エネ性能 : **創エネを含むBEI = 0.59**

: **創エネを含まないBEI = 0.74**

環境効率 : **BEE = 2.1 (Aランク)**



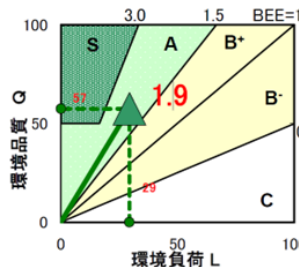
主な環境技術

- ・太陽光発電
- ・照明制御
- ・複層ガラス
- ・木造化

古河労働総合庁舎



所在地 : 茨城県古河市
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上4階
 延床面積 : 2,182㎡
 省エネ性能 : 創エネを含むBEI = 0.47
 : 創エネを含まないBEI = 0.56
 (ZEB Oriented相当)
 環境効率 : BEE = 1.9 (Aランク)

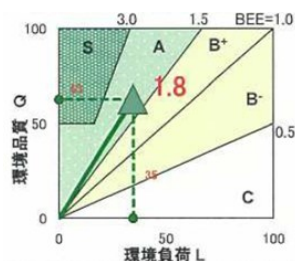


主な環境技術
 ・クールヒートトレンチによる熱負荷低減
 ・雨水利用
 ・庇等による日射の遮断
 ・太陽光発電

国立ハンセン病資料館 (収蔵庫増築)



所在地 : 東京都東村山市
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上2階
 延床面積 : 1,475㎡
 省エネ性能 : BEIm = 0.40
 (ZEB Ready)
 環境効率 : BEE = 1.8 (Aランク)

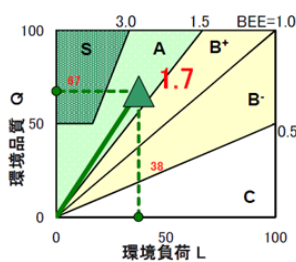


主な環境技術
 ・外断熱通気工法による熱負荷低減
 ・収蔵庫内の温湿度環境を保つ高断熱化
 ・Low-eガラス

岡山地方法務局



所在地 : 岡山県岡山市
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上6階
 延床面積 : 5,878㎡
 省エネ性能 : 創エネを含むBEI = 0.79
 : 創エネを含まないBEI = 0.81
 環境効率 : BEE = 1.7 (Aランク)

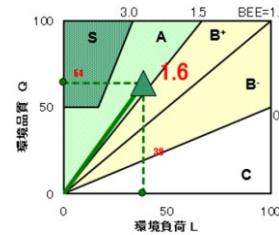


主な環境技術
 ・CO₂センサによる換気量制御
 ・太陽光発電
 ・雨水利用
 ・LED照明

北海道警察学校



所在地 : 北海道札幌市
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上4階
 延床面積 : 9,984㎡
 省エネ性能 : **創エネを含むBEI = 0.87**
 : **創エネを含まないBEI = 0.93**
 環境効率 : **BEE = 1.6 (Aランク)**

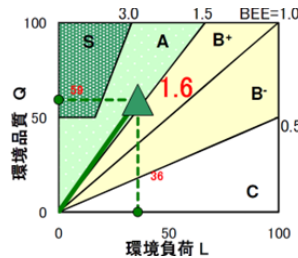


主な環境技術
 ・太陽光発電
 ・Low-eガラス
 ・雨水利用
 ・外皮の高断熱化

海上保安大学校 (学生寮増築)



所在地 : 広島県呉市
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上5階
 延床面積 : 1,667㎡
 省エネ性能 : **創エネを含まないBEI = 0.73**
 環境効率 : **BEE = 1.6 (Aランク)**

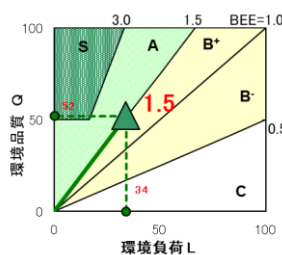


主な環境技術
 ・庇等による日射の遮断
 ・太陽光発電
 ・Low-eガラス
 ・LED照明

九州管区警察学校 (道場・体育館増築)



所在地 : 福岡県福岡市
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上2階
 延床面積 : 2,846㎡
 省エネ性能 : **BEI = 0.56**
(ZEB Oriented相当)
 環境効率 : **BEE = 1.5 (Aランク)**

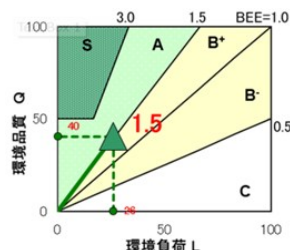


主な環境技術
 ・内装の木質化
 ・LED照明
 ・照明制御装置
 ・複層ガラス

網走中部森林管理署温根湯合同森林事務所



所在地 : 北海道北見市
 構造・規模 : 木造 地上1階
 延床面積 : 92㎡
 省エネ性能 : **BEI = 0.6**
(ZEB Oriented相当)
 環境効率 : **BEE = 1.5 (Aランク)**

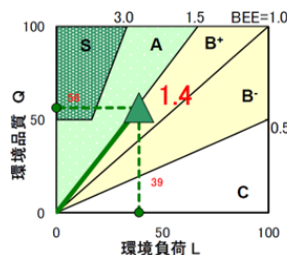


主な環境技術
 ・Low-eガラス
 ・木造化
 ・外皮の高断熱化

動物医薬品検査所



所在地 : 茨城県つくば市
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上4階
 延床面積 : 5,468㎡
 省エネ性能 : **創エネを含むBEI = 0.83**
創エネを含まないBEI = 0.93
 環境効率 : **BEE = 1.4 (B+ランク)**

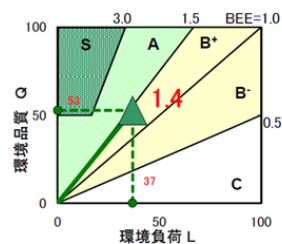


主な環境技術
 ・太陽光発電
 ・Low-eガラス
 ・庇等による日射の遮断
 ・LED照明

太田労働基準監督署 (庁舎増築)



所在地 : 群馬県太田市
 構造・規模 : 鉄骨造 地上2階
 延床面積 : 438㎡
 省エネ性能 : **BEI = 0.36**
(ZEB Ready)
 環境効率 : **BEE = 1.4 (B+ランク)**



主な環境技術
 ・LED照明

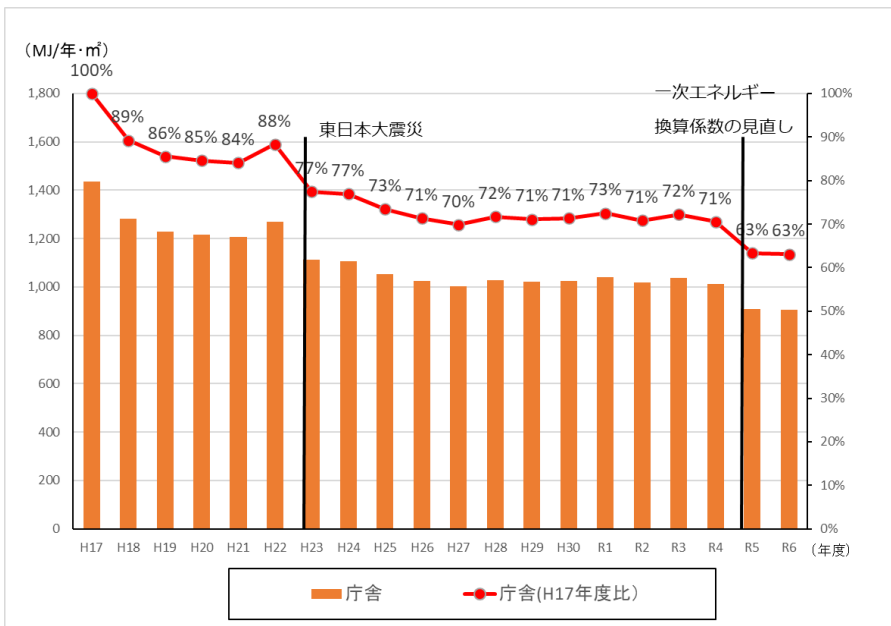
Ⅲ 官庁施設のエネルギー消費量の推移（参考）

庁舎の単位面積あたりの総一次エネルギー消費量は、調査を開始した平成17年度から概ね減少の傾向にあります(グラフ1)。なお、庁舎の総エネルギー消費量は平成28年度から令和4年度頃まで、やや増加傾向にあります(グラフ2)が、これは庁舎の延べ面積が増加してきているためです。

大幅な減少があったのは平成23年度と令和5年度です。平成23年度の減少は、東日本大震災に伴う大規模な節電のためと思われます。令和5年度の減少は、省エネ法の改正により電力の一次エネルギー換算係数の算出方法が見直されたことによるものです。

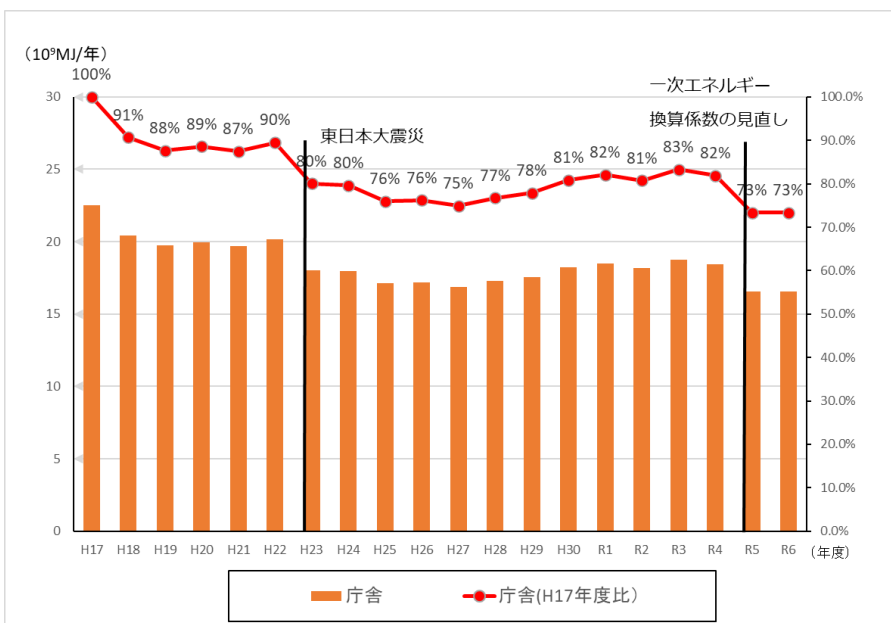
また、東日本大震災に伴う大規模な節電実施以降も単位面積あたりの総一次エネルギー消費量は減少傾向があることから、運用段階における省エネルギーの取組が定着してきていると考えられます。

出典:官庁営繕部調べ



グラフ1 庁舎の単位面積あたりの総一次エネルギー消費量の推移

出典:官庁営繕部調べ



グラフ2 庁舎の総一次エネルギー消費量の推移

【用語の解説】

●「庁舎」とは、国家機関の建築物のうち、次の①～⑥以外とします。①宿舎 ②病院 ③刑事施設等収容施設 ④防衛省の特殊施設 ⑤文化財・史跡 ⑥皇室用財産

●「一次エネルギー消費量」とは、電気(kWh)・油(ℓ)・ガス(m³)等の年間の消費量に燃料種別毎の換算係数をかけた発熱量を、エネルギー(MJ:メガジュール)で表したものです。

●「一次エネルギー消費量」は、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)に入力された光熱量を元に算出しており、年度比較は平成17年度を基準としています。

(修正情報)

官庁営繕環境報告書2025から令和5年度の数値を修正しました。

公共建築相談窓口

●電話にてご連絡いただく場合

各地方整備局等に公共建築相談窓口を設置しています。下表の連絡先をご確認のうえ、お近くの地方整備局等へお問い合わせください。 ※お近くの地方整備局等の連絡先のうち、どちらにお問い合わせいただいても構いません。

組 織		窓 口	電 話	内 線	対 象 地 域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		5513	
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	-	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	-	埼玉県、東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区）
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	-	千葉県、東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区）
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	-	山梨県、東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外）
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	-	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	-	神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	-	長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	-	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	-	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	-	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	-	静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153	
	保全指導・監督室	5513	大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く）、兵庫県、和歌山県		
京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	-	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡）	
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	-	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	-	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-476-3535	-	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐	092-476-3539	-	
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	-	熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	-	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23227	全国

●メールにてご連絡いただく場合（連絡先→ hqt-eizensoudan@at-mark/gxb.mlit.go.jp）

- ・スパムメール防止のため、「@」を「/at-mark/」と記載しています。送信の際は、「/at-mark/」を「@」と直した上で、お送りいただきますようお願いいたします。
- ・ファイル(PDF・画像等)はセキュリティの都合上、受信できませんので添付しないようお願いいたします。
- ・メールでのお問い合わせの場合は、機関名又は会社名、担当者名等を記載してください。

所在地：〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館
発行部署：国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課 営繕環境対策室

連絡先：電話 03-5253-8111
発行年月：令和 8 年 3 月